# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　OS CO., LTD.

最終更新日：2015年5月7日

**オーエス株式会社**
取締役社長　山内　芳樹
問合せ先：06-6361-3554
証券コード：9637

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業の永続的価値を維持発展させるためコーポレート・ガバナンスを念頭におき、企業と株主の利益をともに高め、経営の透明性、客観性を確保することに努めております。また、経営の透明性を高めるため、株主や投資家の方々に適切な情報開示をおこなっております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 阪急不動産株式会社 | 2,399,722 | 15.00 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口・79101） | 2,050,000 | 12.81 |
| 東宝不動産株式会社 | 2,000,000 | 12.50 |
| 東宝株式会社 | 1,473,548 | 9.21 |
| 阪急阪神ホールディングス株式会社 | 1,128,544 | 7.05 |
| 建石産業株式会社 | 88,754 | 0.55 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 60,000 | 0.38 |
| 日新火災海上保険株式会社 | 55,000 | 0.34 |
| 株式会社三井住友銀行 | 50,712 | 0.32 |
| 山口　喬 | 43,000 | 0.27 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第二部 |
| 決算期 | 1 月 |
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、親会社及び上場子会社はありません。
また、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 15 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 8 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 0 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 千田　諭 | 他の会社の出身者 | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| 高橋　秀一郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 千田　諭 | | 同氏は、当社の主要株主である東宝株式会社の代表取締役副社長であります。同社は当社との間に映画配給の取引がありますが、一般的な取引条件と同様であります。 | 長く経営全般に携われており、その豊富な経験・知見を当社の経営にいかしていただけると判断したためです。 |
| 高橋　秀一郎 | | 同氏は、大阪地下街株式会社の代表取締役社長であります。同社は当社との間に賃貸借等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件で特筆すべき取引関係になく、特別な利害関係はありません。 | 長く経営全般に携われており、その豊富な経験・知見を当社の経営にいかしていただけると判断したためです。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査については、専門の部署である「業務監理室」を設置しており、各部門の業務の妥当性と効率性を適時監査しております。
常勤監査役は「業務監理室」から、随時監査結果の報告を受けるなど連携に努めております。また、会計監査人とは定期的に開催される監査報告会のほか、必要に応じて随時意見交換を行っております。
各監査役は取締役会に出席し、取締役の業務の執行状況に関して適宜監査を行っております。
社外監査役を含む監査役は、会計監査人から監査計画、監査結果等の報告を定期的に受けるなど情報交換を行っております。また、「業務監理室」による監査計画に基づく監査結果についての報告を受けるとともに、必要に応じて発言するなど、「業務監理室」に対する監督機能を果たしております。

| | |
|---|---|
| | |

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 沖本　友保 | 他の会社の出身者 | | | | | | | △ | | △ | | | | |
| 能上　尚久 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | ○ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 沖本　友保 | | 同氏は、平成22年まで、当社の主要株主である東宝株式会社の業務執行者であり、現在は同社の常勤監査役であります。同社は当社との間に映画配給の取引がありますが、一般的な取引条件と同様であります。 | 東宝株式会社常勤監査役としての豊富な経験・知見を当社の監査業務に反映していただけると判断したためです。 |
| 能上　尚久 | ○ | 同氏は、阪急電鉄株式会社の専務取締役であります。同社は当社との間に建物の賃貸借等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件で特筆すべき取引関係になく、特別な利害関係はありません。 | 企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有し、当社の監査業務に反映していただけると判断したためです。<br>また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立性を有しているため、独立役員に指定しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 1 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |

該当項目に関する補足説明 更新

役員の報酬については、職務及び職責に応じた基準報酬と、業績に連動して支給される報酬とによって構成しております。
但し、非常勤取締役及び非常勤監査役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年1月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。
取締役7名110,649千円（うち社外取締役1名　1,800千円）　監査役4名20,190千円（うち社外監査役3名　3,600千円）

（注）1.株主総会の決議（平成3年4月25日定時株主総会）による取締役報酬限度額は月額20,000千円以内、

監査役報酬限度額は月額3,000千円以内です。
2.上記の他に使用人兼務取締役の使用人給与相当額29,601千円があります。
3.当事業年度の取締役及び監査役への賞与の支給はありません。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、職務及び職責に応じた基準報酬と、業績に連動して支給される報酬とによって構成しております。
但し、非常勤取締役及び非常勤監査役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成しております。
また、役員の報酬については、株主総会決議による報酬総額の限度額の範囲内において、取締役の報酬については、取締役会の決議により、監査役の報酬については監査役の協議を経て決定いたします。

**【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】**

専任のスタッフは配置しておりませんが、人事総務部及び内部監査部門である「業務監理室」で適宜、適切に対応しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されています。
取締役会は、社外取締役2名を含む8名で構成され、経営上の意思決定を適宜行っております。また、毎月常勤の取締役、監査役が出席する当務会を開き情報の共有化を図っております。
会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

≪業務を執行した公認会計士の氏名≫
指定有限責任社員　業務指定社員　河崎雄亮、山田英明

≪公認会計業務に係る補助者構成≫
公認会計士14名　その他5名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性と透明性の維持・向上を図る観点から、取締役会が迅速かつ適切に経営上の意思決定を行うとともに、監査役会が経営への監視を充分に機能できる体制であり、また、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、外部からの客観性、独立性をもった経営監視・監督体制が確保できる体制が整っているとの判断から現体制を採用しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| その他 | 発送日と同日に、当社ホームページに招集通知を掲載しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報、その他開示情報、報告書（株主通信）を掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 人事総務部で対応しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「倫理綱領」において、企業活動は、それぞれの企業をとりまく利害関係者とのバランスに配慮し、法令と倫理に基づき健全かつ公正に行う旨を規定しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 地域貢献と次世代の育成を図る社会貢献活動として、障がいをもつお子様とそのご家族を対象として、当社の直営映画館にご招待し、特別映画鑑賞会を実施しております。 |

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制については、業務分掌、職務権限規定、稟議規定等の諸規定に基づき、部署や職位、業務内容ごとに権限と責任が明確に標準化され、部署間の相互牽制機能が働いております。日常の業務遂行業況については、適宜、業務監理室による内部統制監査が実施され、諸規定に則った運用状況の確認がなされております。
また、「内部統制システム構築に関する基本方針」について以下のとおり決議し、体制の強化を図っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス担当部門を置き、同部門は、コンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、コンプライアンス啓発マニュアルを作成し、コンプライアンスに関する研修を実施する。
法令、定款、規定もしくは企業倫理に反する行為またはその恐れのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、内部通報制度を設ける。
コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、対処方法等を検討する危機対策本部を速やかに設置するとともに、監査役に報告する。
内部監査部門による内部監査を実施する。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規定に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査役はこれらの文書を常時閲覧できる。
文書の保存・管理に関する規定には、重要な文書の保管方法、保存年限などを定めるものとし、その規定を制定・改定する際は、監査役と事前に協議を行う。
(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制に関する事項
組織横断的なリスクについては危機管理委員会が、各部門所管業務に関するリスクについては各担当部門がそれぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。
不測の事態が発生した場合に適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
子会社については各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な情報の当社への伝達が可能となる体制を整備する。
(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
業務執行については、業務組織、業務分掌、意思決定制度等においてそれぞれ取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役会に報告する。
定例取締役会において重要事項を決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。また、取締役会の下に、常勤役員からなる当務会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う。
業務の効率性と適正性を確保するため、IT化を推進する。
(5) 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社から子会社の取締役・監査役を派遣し、子会社における取締役の業務執行の監理を行う。
子会社より定期的に経営内容の報告を受け、また、重要案件についてはグループ経営会議において審議を行う。
グループ(当社及び子会社)内の資金調達を当社が管理することにより、資金の流れの透明性を確保する。
当社の監査体制、コンプライアンス推進体制などについては、グループ全体をその対象とする。
(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助するために、監査役の要請があれば、取締役会の決議により独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを配置する。
(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動、評価等に関しては、監査役と事前に協議を行う。
(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役が出席する取締役会ならびに当務会及びグループ経営会議において重要事項の報告を行うことに加え、適時、取締役と監査役が意見交換を行う会議を別途設定する。
意思決定書(稟議書)の回付等を通じて、業務執行の状況につき監査役が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。
内部監査部門は、監査役に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動(内部通報制度の運用状況を含む)に関する報告を適時行う。
(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会社外部の専門家(弁護士・会計監査人等)に意見を求めることができる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応することとし、「倫理綱領」に明記し、全従業員への浸透を図っています。
また「危機管理委員会」を設置し、随時企業危機に関する意識の向上、未然防止策等、社内の体制作りを行い、全社的な危機管理対応力を高めるとともに、警察や顧問弁護士等と連携を図り、グループ会社の会合等に参加し情報の共有化に努めるなど、反社会的勢力排除に取り組んでいます。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

――――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

該当事項はございません。

コーポレート・ガバナンス体制模式図

